

桃太郎と学ぶ 民法(債権法) 改正後のルール

私たちの
生活のルールが
変わります！



2020年4月1日から
民法(債権法)が改正されます

私たちの生活のルールが変わる！

桃太郎と学ぶ 民法(債権法) 改正後のルール



目次

第1話	はじまり	1
第2話	やっかん 約款	9
第3話	賃貸借	17
第4話	消滅時効	23
第5話	保証	31
最終話		39

第1話 はじめ







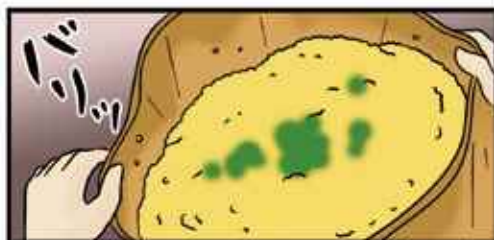
【民法709条】

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。











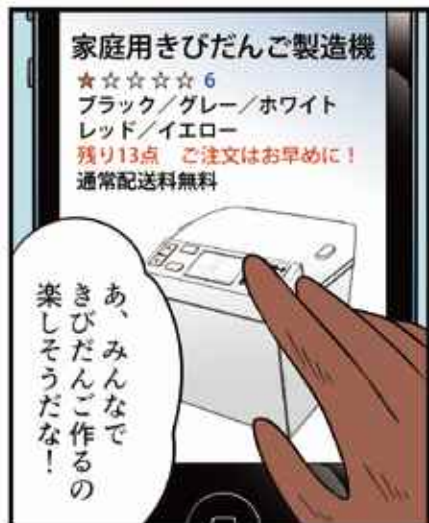


第1話 ポイント

民法は、みなさんの生活の基礎となるルールを定める法律です。コンビニで物を買うとき、電車に乗るとき、部屋を借りるときにも契約を結んでいます。この契約について定めているのが民法です。また、みなさんが思いがけない事件や事故にあったときの被害の弁償などにも、民法が関係しています。

この民法のうち契約に関するルールが、2020年4月1日から大きく変わることになりました。これから、桃太郎の鬼退治後の人生を見ながら、民法の基本的なことや新しくなったルールについて一緒に学んでいきましょう！

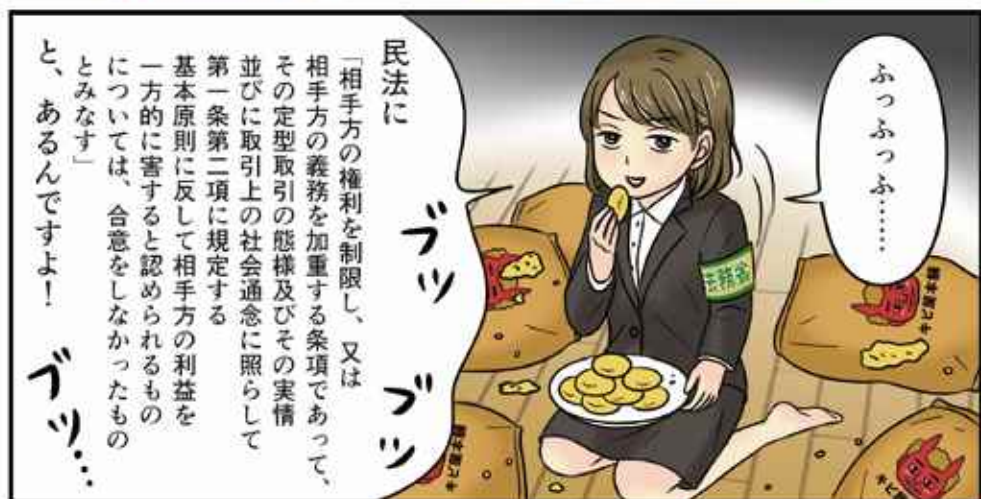












……つまりどういう意味だ？



あまりに不当な条項には
従わなくてよいという
ことです

具体的には
相手方に一方的に不利な条項や、
相手方が予測できない
不意打ち的な条項です！

なんだと！

この条項が
不当な条項だと
いうのか？



ええ

最終的には裁判所が
判断することにな
ります



しかし
きびだんご製造機を
注文しただけなのに
キビが毎日送られて
くるなんて、
どう考えても
不当な条項です！！

そうだ
そうだ！



ぐぬぬ……



ところで
法務省の人も
一緒にパーティを
しませんか？

また助けられて
しまいましたね

くそー
覚えてろよー！！

わかったら
出て行けー！！



そうだ
法務省の人が
言っていた内容を
復習しておこう

あれ
もういない…

第2話 ポイント

これまでの民法には、利用規約などのように、当事者の一方が契約内容を画一的に定めた契約条項(いわゆる約款)についてのルールがありませんでした。しかし、現代では、電気・ガスの契約や、預金や保険の契約、電車・バスに乗るための契約など、様々な場面で約款が用いられています。そこで、新しい民法は、このような契約条項を「定型約款」と呼び、ルールを定めました。

新しい民法では、定型約款の中の条項がどのような場合に契約内容となるのかといった基本的なルールが定められました。また、利用者の利益を一方的に害する不当な条項については効力が否定されることも明らかにされました。

第3話 賃貸借













第3話 ポイント

部屋を借りていた人は、その部屋を元の状態に戻して返す義務があります。でも、借りた時と全く同じ状態にして返すというのは少し厳しいですね。新しい民法では、普通に使ってもつく汚れや傷については直さなくてもよいというルールが明確にされました。

また、新しい民法では、^{しききん}敷金についてもルールが設けられました。敷金とは、貸し手が賃料などの支払をきちんと受けられるように、借り手から最初に預かるお金のことです。預かっているだけです。借り手がきちんと家賃などを支払っていれば、賃貸借が終わったときにはその全額を返してもらえるのが原則です。ただし、普通の使い方では生じないような汚れや傷を借り手が作ってしまった場合には、返還される敷金から元の状態に戻すための費用が差し引かれてしまいます。

第4話 消滅時効



本当はこんなこと
言いたくないけど

鬼退治から
6年後

配送承ります

日本一の
きびだんご

おだんご日本一

桃
印



あの時…

鬼退治のとき、
たくさんお金を
貸してあげたよね

はい…

一緒に鬼退治に
行こう！



先輩！
勘弁してくださいよお
俺たちまだ無名で
鬼ヶ島に行く旅費すら
出せないんですよ

それに鬼退治なんて
何があるかわからないから
装備はちゃんとしたいし！
向こうでいいところにも
泊まりたいし







猿は動画投稿で有名になり
いろんなものを退治する
企画で大成功！



それにおまえら、返す
お金くらい持ってるだろ



犬は経験を活かして作った
鬼退治アプリが大ヒットし
有名！T企業社長に！

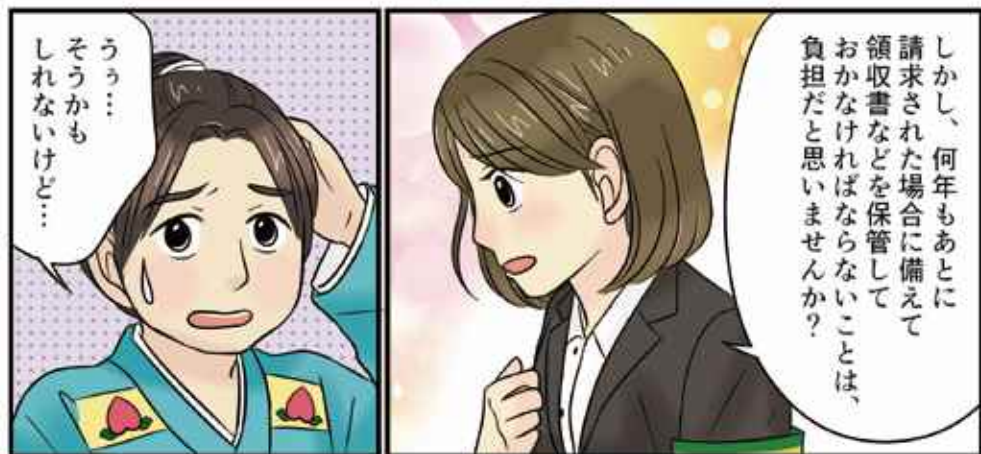


キジは鬼退治の体験談で
印税収入 〇〇〇〇円超え！



もう鬼退治から
6年経ったよ
そろそろあのときのお金
返してほしいんだけど...









第4話 ポイント

犯罪では時効という制度がよく知られていますが、民事上の権利にも消滅時効の制度があります。この話の桃太郎のように、消滅時効の制度を知らないと、取り返しのつかない結果を招くことがありますから、くれぐれも注意しましょう。また、民法に定められた事情がある場合には、時効期間を0から数え直す場合があることも覚えておきましょう。

新しい民法では、時効制度が大きく見直されました。その内容の一つとして、時効の起算点と時効期間の見直しがあります。これまでは、①客観的に権利を行使することができる時から10年間で債権は消滅するという原則のほか、②債権者の職業ごとに時効期間の多数の例外が定められていましたが、新しい民法では、①の原則のほか、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間で債権は消滅することとされ、②の例外は全て廃止されました。

いずれにしても、一番大切なのは、権利を不用意に放置しないことです。返済期をあやふやにしたり、お金の話をするのは気まずいと考えて解決を先延ばしにすると、思わぬ結果を招く原因になりますので注意しましょう。

第5話 保証















◆ 保証って知ってる？

契約等に基づく義務(債務といいます。)を負っている人が債務を履行^{りこう}することができない場合に、その人の代わりに債務を履行することを約束することを保証と言います。日常生活でも広く行われているため、聞いたことのある人も多いかもしれません。

◆ 知ってほしい！根保証って何？

この話で問題になっているのは根保証といい、単なる保証とは少し違います。根保証は、保証の対象となる債務が契約の時点では特定していないものをいい、保証人の責任がどの程度大きなものとなるのかを予測することが難しいという特徴があります。今回の民法改正により、根保証については、保証の対象となる債務の内容にかかわらず、極度額(保証の上限額)を定めなければ効力を生じないこととされました。

根保証の実例としては、以下のようなものがあります。

- 誰かが住居を借りるときに、借り手が支払わなければならない賃料等について、その支払を保証すること
- 誰かが入院するとき、患者が支払わなければならない入院費用等について、その支払を保証すること

◆ 根保証で注意するポイントは？

根保証契約を結ぶ場合(自分が保証人になる場合もあれば、誰かに保証人になってくれるようお願いする場合や、自分がお金を払ってもらう立場になる場合もあると思います。)には、後々のトラブルを避けるため、次のポイントに注意する必要があります。

- 1 極度額を事前に合意すること
- 2 その合意を書面または電磁的記録で行うこと
- 3 これらを1つでも守らないと根保証契約全体が無効になること

※個人が保証人になる場合の注意点ですので、会社などが保証人になる場合は別です。

◆ そう！あなたのことでしょ！

今回の改正は、私たちにとても身近な根保証について、大きくルールを変えるものです。この改正には、誰もが関係があると言っても過言ではありません。改正の3つのポイントは、特によく覚えておきましょう。また、その他にも、保証については、保証人を保護するための様々な改正がされています。保証人になる場合や、人に保証を依頼する場合には、保証契約の内容をよく確認しましょう。また、民法改正の内容に疑問がある場合には、法務省ホームページなどで確認しましょう。





改正のポイント

民法は、買い物などの契約に関するルールや、事件・事故があった場合の損害賠償ばいしょうに関するルールが定められている、生活の基本となる法律です。

民法は1896年に制定されてから約120年が経ちましたが、その間に時代遅れとなってしまうルールや、重要なルールであるのに法律に書かれていないものがあるといわれてきました。そこで、この民法が大改正され、2020年4月1日からルールが変わることになりました。

このマンガで紹介した改正のポイントは、次のとおりです。

〈定型約款〉

- ◎インターネットで物を買うとき、電車やバスに乗るときなど、利用規約は様々な場面で使われていますが、民法では、これらを定型約款やっかんと呼びます。
- ◎今回の改正では、定型約款に関するルールが新しく設けられ、定型約款の中の条項がどのような場合に契約内容となるのかなどの基本的なルールが定められました。
- ◎利用者の利益を一方的に害するような不当な条項については効力が否定されることを覚えておきましょう。

〈消滅時効〉

- ◎貸していたお金を返してもらう権利など、権利にはそれぞれ消滅時効期間が定められており、一定の期間が過ぎるとそれを行行使することができなくなってしまいます。
- ◎改正前は、原則として、権利を行行使することができる時から10年で権利が消滅する仕組みとなっていました。改正後は、この原則のほか、権利を行行使することができることを権利者が知ってから5年経過したときも、権利が消滅することになりました。
- ◎自分が持っている権利を不用意に放置しないように注意しましょう。

〈保証〉

- ◎ある人がお金を支払わなければいけない場合に、第三者が本人の代わりにお金を支払う約束をすることなどを保証といいます。
- ◎今回の改正では、保証人をより厚く保護するための改正がされ、根保証きよどがくについては極度額を定める必要があることとなりました。
- ◎保証人はとても大きな責任を負う場合があることを認識し、保証の内容をしつかりと確認した上で保証をするかを決めるようにしましょう。

※新しい民法は、2020年4月1日以後に締結ていけつされた契約にのみ適用されるなど、その影響がある範囲が法律で決められています。実際にトラブルにあった場合には、民法改正の影響があるかを確認するようにしましょう。



法務省民事局参事官室
TEL. 03-3580-4111

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

改正法の説明 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html



【共同制作】

東京大学法科大学院・法学部有志

石黒 駿 清水 洸一 真貝 淳一
辻 沙穂里 松井 洋 横山 怜太郎

マンガ：ほんま まり